

匝瑳市産業用地事業化推進支援業務委託に係る公募型プロポーザルの技術提案書等に関する質問及び質問に対する回答の一覧

	質問	質問に対する回答
1	(1) 募集要項 P 7・(5)⑤ロ) iv の「仕様書以外にも有益な提案・・・」に対する評価の着眼点・配点はどのようになりますか。	募集要項記載の「仕様書以外にも有益な提案な提案があれば記載すること」については、採点基準 2（募集要項 P 1 1）の「【技術提案評価】技術提案書及びプレゼンテーション（2）プレゼンテーションの分かり易さ、業務に対する取組意欲」において評価します。配点は 1 5 点です。
2	(2) 事業開始に向けた合意形成 ① 対象となる関係権利者数は何名となりますか。 ② 意向調査対象者は上記関係権利者となりますか。 ③ 勉強会、事業説明会へ資料等を提示するとありますが、それぞれの開催目的は異なるのでしょうか。また、開催回数はどの程度想定されていますか。	① 対象となる関係権利者数は 8 0 人程度を想定しています。 ② お見込みのとおり、意向調査対象者と関係権利者は同様です。 ③ 勉強会、事業説明会の開催目的は同様です。どちらも関係権利者を対象としたものを想定しています。開催回数については、双方合わせて 3 回程度を想定しています。
3	(3) 関係権利者団体の設立 ① 「（仮）まちづくり勉強会」の対象者数は上記(1)の関係権利者となりますか。また、開催回数はどの程度想定されていますか。 ② 関係権利者へ送付するとありますが、受託者が送付するのでしょうか。その場合、個人情報保護法との関連で問題ないのでしょうか。また、資料を送付する際の印刷、送料（郵送料）はどちらの負担となりますか。 ③ （仮）まちづくり協議会の設立はいつ頃と想定していますか。	① （仮）まちづくり勉強会の対象者は、関係権利者と同様です。上記のとおり 3 回程度を想定しています。（仮）まちづくり勉強会＝勉強会、事業説明会となります。 ② 関係権利者への資料送付は、匝瑳市が行います。また、資料の印刷、送料については、原則、市が負担します。 ③ （仮）まちづくり協議会の設立は、令和 6 年 1 0 月末を想定しています。

以 上